

令和7年度
南城市知念地区過疎地域学習支援委託業務

企画提案公募要領

南城市教育委員会

委託候補者選定スケジュール

	項目	日程
1	公募要領等の公開・掲示	令和7年7月22日（火）から 令和7年8月6日（水）まで
2	参加表明書（様式1）の提出期限	令和7年7月28日（月）午後5時まで
3	参加申込書（様式2）等の提出期限	令和7年7月31日（木）午後5時まで
4	質疑受付期間	令和7年7月22日（火）から 令和7年7月31日（木）午後5時まで
5	質疑回答	質問受付後、全参加表明書提出者に対し速やかに回答
6	提案資格確認の通知	令和7年8月4日（月）
7	企画提案書等の提出期限	令和7年8月6日（水）午後5時まで
8	プレゼンテーション審査	令和7年8月15日（金）予定
9	審査結果の通知	選定後5日以内に文書にて通知

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更することがある。

■事務局（受付及び問合せ先）

〒901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里1870番地 南城市役所2階

南城市教育委員会 生涯学習課（担当：島袋・永田）

電話：098-917-5369

FAX：098-917-5436

E-mail：nagata00406@city.nanjo.lg.jp

本要領は、南城市知念地区過疎地域学習支援委託業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により委託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1. 事業概要

（１）業務名称

南城市知念地区過疎地域学習支援委託業務

（２）業務概要

本業務は、知念小学校４年生から知念中学校３年生の児童生徒を対象に放課後等を活用し学習支援を行う。

（３）履行期間

契約締結日の翌営業日から令和８年３月３１日まで

（４）業務委託料の提案上限額

¥ 7, 4 3 6, 0 0 0 –（消費税及び地方消費税込み）

（５）業務委託料の支払い方法及び時期

契約締結時に定める

2. 業務背景・目的

南城市内において、唯一過疎地域に指定された知念地域は学習塾がほとんどなく、他の地域に比べ不便な環境にある。

公設塾を開設することで知念地域の人材育成と子育て世代の移住定住につなげることを目的とする。

3. 委託事業者の選定

プロポーザルによる評価、審査を行い、参加事業者の中から受注候補者を選定する。企画提案の募集にあたっては、本要領を南城市公式ホームページにて公表する。

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

（１）沖縄県内に本社、支社または営業所もしくは事務所等を有する法人であること。

（共同提案の場合には代表者がこの条件を満たしていること。）

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（３）沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領および南城市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成１８年告示第５９号）の規定による指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (4) 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本社、支社または営業所もしくは事務所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (5) 業者選定前6月以内に手形または小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けたものにあつては、当該処分から2年経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続を開始決定がなされていること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (10) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。

5. 選定スケジュール

本要領1ページを参照。

6. プロポーザル参加申込手続き

(1) 提出書類、部数及び提出期限

企画提案に参加する事業者は、次の①から⑪を提出すること。

コンソーシアム等による共同提案の場合、①、②、⑤、⑥、⑨、⑪は代表事業者が提出し、③、④、⑦、⑧、⑩は構成事業者すべてにおいて提出すること。

	書類名	部数	提出期限
①	プロポーザル参加表明書（様式1）	1部	令和7年7月28日（月） 午後5時
②	プロポーザル参加申込書（様式2）	8部 （原本1部 副本7部）	令和7年7月31日（木） 午後5時
③	提案者概要説明書（様式3）		
④	同種・類似業務等の実績書（様式4）		
⑤	本業務に係る実施体制（様式5）		
⑥	誓約書（様式6）		
⑦	定款（写し）		
⑧	商業登記簿謄本		
⑨	印鑑証明書 （①、②、⑥の仕様印鑑と整合していること）		
⑩	消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店または支店、営業所等の所在地の市県民税の滞納がない証明書（提出日前3か月以内に発行したものに限り。写し可）		
⑪	企画提案書等 ※「8. 企画提案書等の作成要領」参照		令和7年8月6日（水） 午後5時

(2) 提出先

事務局（本要領1ページ参照）

(3) 提出方法

持参の場合、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）、

郵送の場合は提出期限必着とし、電子メールによる提出は受理しない。なお、不慮の事故等による紛失または遅延等については一切考慮せず、不参加とみなすものとする。

7. 提案資格確認の通知

参加申込書類（①～⑩）の確認後、提案資格の認否を文書等にて通知する。なお、参加申込書等を提出したにもかかわらず、期日までに提案資格確認の通知がない場合は、令和7年8月5日（火）午後5時までに事務局へ問い合わせること。

8. 企画提案書等の作成要領

（１）書類は下記の順に綴じ、見積書等については別に綴じること。

企画提案書		様式、作成上の注意点等
ア	表紙	A 4 版で作成
イ	提案内容説明資料	おおむねA 4 判 2 0 ページ以内で作成すること（任意様式）。やむを得ずA 3 判を使用する場合は、横折込みとすること。ただし、A 3 判 1 ページにつきA 4 判 2 ページと換算する。
ウ	実施スケジュール	A 4 判 2 ページ以内またはA 3 判 1 ページ以内で作成すること。A 3 判を使用する場合は、横折込みとすること。（任意様式）
見積書等		
ア	積算内訳書（見積書）	<u>企画提案書とは別で綴ること。本業務の委託範囲内の費用を見積もり、以下の点に留意すること。</u> ・業務委託料の提案上限額を超えてはならない。 ・項目ごとの内訳及び単価、回数等を記載する。 ・宛名は南城市長宛とすること。 ・値引き等の記載は行わない。 ・見積額が契約額とはならない。

（２）留意事項

- ①提案内容説明資料は、別紙「南城市知念地区過疎地域学習支援委託業務仕様書」に基づき作成し、その内容の実施にあたっての体制、取組、手法等について提案すること。
- ②記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること。
- ③専門用語、略語に関しては、初出の箇所にて定義または説明を記述すること。
- ④ページ番号を附すること（表紙は含まない）。

※仕様書の内容は案であり、本業務の目的に合致する範囲において提案者の専門的な見地からの柔軟かつ有益な提案を行うこと。

9. 質疑受付・回答

公募要領、仕様書等に関する質問は、質疑応答書（様式7）により、事務局担当者へ電子メールにて、下記の点に留意し提出すること。

（1）電子メール以外での質疑は受け付ない。

送信先は本要領1ページを参照

（2）質疑の提出期間は、令和7年7月31日（木）午後5時までとする。

（3）質疑に対する回答は、プロポーザル参加表明書（様式1）を提出した全参加者に対し電子メールにて回答を行う。

10. 受注候補者の選定方法

（1）選定委員会の設置

南城市プロポーザル方式実施要綱第4条に基づき設置する「南城市知念地区過疎地域学習支援委託業務選定委員会」において審査を行い、提案された内容を総合的に評価し受注候補者を選定するとともに、次点受注候補者も併せて選定する。

（2）審査方法

①参加資格の確認（事務局）

参加資格要件、提出書類の不備等の基本的事項を確認する。

②プレゼンテーション審査（選定委員会）

企画提案書類及びプレゼンテーションについて、評価基準に基づき、審査評価する。プレゼンテーション審査の順番は事務局にて決定し、電子メールにて通知する。ただし、参加者が5者以上ある場合は、企画提案書類等による1次審査を実施し、通過者のみプレゼンテーション審査により評価する。1次審査を実施した場合には、参加者全員に1次審査結果を通知し、1次審査通過者にのみプレゼンテーション審査の日程を通知する。

（3）審査評価項目

選定委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションについて、仕様書に示す業務内容に対し、以下の項目で審査を行う。

①業務実績

②学習支援の実施方法

③実施体制

④管理運営体制

⑤その他、有益な提案等

⑥見積価格

（4）受注候補者の決定

プレゼンテーション審査にて評価点が最も高い者を受注候補者とし、次点の者を次点受注候補者とする。

（5）プレゼンテーションについて

①プレゼンテーションの実施要領

(ア) 1事業者30分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑10分）とする。ただし、提案者の数によって変動することがある。（詳細な時間は別途通知）

(イ) プレゼンテーションは企画提案書内容の順に沿って説明を行うこと。

(ウ) プレゼンテーション当日は、実際に業務に携わる責任者が必ず出席すること。

②プレゼンテーション審査（予定日、変更の可能性あり）

日時：令和7年8月15日（金）※詳細はメールにて別途通知する。

場所：南城市役所（南城市佐敷字新里1870番地）2階 219会議室

③使用機材等について

プレゼンテーションの実施に当たり使用するモニター（65型ディスプレイ、HDMIケーブル含む）、電源コードリールは市で用意する物の使用を認める。その他機材等は全て提案者が用意すること。（事前に動作確認をしたい場合等は連絡すること）

11. 審査結果の通知等

（1）審査結果の通知

プレゼンテーション審査結果は文書にて通知する。ただし、結果に対する異議の申し立ては受け付けない。また、選定されなかった者は、書面により、その理由についての説明を求めることができる。なお、この書面は、審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して15日以内に提出しなければならないものとする。

（2）仕様協議および契約交渉

受注候補者である旨の通知を受領した者は、仕様、価格等について本市と協議の上、速やかに本市と契約手続きし、受託者となること。受注候補者との協議が整わない場合は、次点受注候補者と交渉を行うものとする。

12. 参加の辞退

プロポーザル参加表明書（様式1）を提出したが、やむを得ず参加を辞退する場合、または、提出書類等を期日までに提出しなかった場合は、参加辞退届（様式8）を次の点に留意して提出すること。

（1）持参又は郵送によるものとし、令和7年8月12日（火）までに提出すること。

（2）平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時の間を除く）とする。

13. 失格要件

次に掲げる項目に該当する者は、失格とする。

（1）参加資格要件を満たしていない場合又は、満たすことができなくなった場合。

（2）虚偽の内容が記載されている場合。

（3）定められた提出方法、提出期限に適合しない場合。

- (4) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (5) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合。
- (6) プレゼンテーション審査に欠席した場合。
- (7) 契約を締結できない、又は締結の意思が認められない場合。
- (8) 提案上限額を超えた見積書を提出した場合。
- (9) 選定委員、市職員又は関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。

14. その他の留意事項

- (1) 本提案に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限定する。
- (3) 提案書等として提出された全ての資料は、受注候補者の選定以外には使用しない。
また、返却も行わない。
- (4) 提案書等は選定を行うための事務作業に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (5) 提出された提案書等を受理した後の提案者による加筆及び修正並びに資料の追加は認めない。
- (6) 当該提案書等作成時において入手した市独自の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用がないこと。
- (7) 参加事業者が1者の場合は、その提案内容等を選定委員会において審査し、本業務を委託可能と判断した場合にのみ契約交渉権を与える。